

諸報告

G323

軍務局

陸

陸

陸

陸

陸

陸

外務省より海軍省宛送付

下中兵級

陸

陸

陸

G324

陸 9.2.6

「レイニシ」ノ平和提議

(千九百十九年十一月十日倫敦「タイムズ」所載)

同盟諸國ニ對スル過激派政府ノ提議正文

「レイニシ」ハ今年春「ブリット」ニ民ヲ經由シ後又代議士陸軍大臣「マ  
ロン」氏ノ手ヲ經テ同盟諸國ニ對シ再度平和ヲ提議セリ「マロン」大佐  
ノ手ヲ經タル提議ハ先週土曜日「デイリリー」ヘ「ラルド」紙之ヲ掲載セ  
リ仍テ茲ニ兩案ノ全文ヲ紹介ス

右兩案ノ提議ヲ比較研究スルニ唯僅ニ一箇ノ差異アルノミ最近ノ提議ニ  
於テ過激派政府ハ同盟諸國若シ之ヲ諾セサルナラハ本提議ニ多少ノ變更  
ヲ加ヘテ之ヲ中歐諸國ニ移牒スルノ必要ナクランコトヲ希冀スト稱シ感  
嘆ヲ試ミントスルモノノ如シ南極機トモ時間ニ制限ノ設シ最近提議ニ對  
スル回答期限ハ之ヲ十一月十五日マテトセリ

前同ノ提議

同盟及聯合諸國ハ舊露西亞帝國及ヒ芬蘭ノ領土各方面ニ於ケル激戰行動ヲ(註一)ニ據リ停止シ(註三)ノ條件ニ據リ(註二)ニ述フル如ク中立國ニ於テ會議ヲ開催スルマテ休戰條約成立後ハ新ニ激戰行動ヲ開始セサルコトヲ提議スルコト

休戰期限ハ相互ノ同意ニ依リ延長セサル限り二週間トシ休戰當事諸國ハ此期限ヲ利用シテ舊露西亞帝國領土ニ於テ軍隊ヲ移動シ又ハ軍需材料ノ搬送ヲ行ハサルコトヲ約諾スルコト

會議ハ左記原則ヲ基礎トシ平和ヲ商議スルコト但シ原則ノ改訂ヲ許サス

一 舊露西亞帝國及芬蘭ノ領土ニ建設セラレタル總テノ現事實上ノ諸政府ハ會議ノ領土ノ轉換ニ同意セサル限り此等事實上ノ諸政府ノ支配スル

ふんてい

領土ノ住民カ其ノ政府ノ變更ヲ自決スルマテハ休戰當時ニ前記諸政府カ  
 現ニ占領スル土地ノ全支配權ヲ續テ掌握スルコト密國過激派政府他ノ過  
 激派諸政府、舊時西亞帝國領土ニ建設セテタル總テ他ノ諸政府、同盟及  
 聯合諸政府、及過激派諸政府ニ反對シテ策動スル芬蘭、波蘭、一ガリシ  
 ア、羅馬尼亞、アルメニア、アゼルバイジャン、及亞高洋ヲ包  
 括スル他ノ諸政府ハ本協約ニ調印セル舊時西亞帝國領土ニ建設セラレタ  
 ル現事實上ノ諸政府及他ノ諸政府ヲ強力ニ依リ顛覆セシムルノ企圖ヲ爲  
 ササルコトニ同意スルコト(註四)

三 經濟的封鎖ヲ解除シ過激派露國ト同盟及聯合諸國トノ間ノ通商關係  
 ヲ復興スルコト但シ同盟及聯合諸國ヨリ輸入スル供給品ヲ各階級ノ露國  
 民カ均等ニ使用シ得ルコトヲ確保スルヲ條件トス

三 露國過激派諸政府ハ舊時西亞帝國及芬蘭ニ屬セル總テノ鐵道ニ依ル

自由ナル通過權及舊露西亞帝國及芬蘭ニ屬シ其ノ領土ト海洋間ノ貨客ノ  
輸送並乗下船陸揚等ニ必要ナル諸海港ノ使用權ヲ有スルコト

本條項ノ實施細則ハ會議ニ於テ決定スルコト

四 露國過激派諸共和國市民ハ同盟及聯合諸國並舊露西亞帝國及芬蘭ノ  
領土ニ建設セラレタル總テノ國ニ入國滞在及往來ノ自由ヲ有シ且總テノ  
安全ヲ享受スルノ權利ヲ有スルコト但シ此等諸國ノ内政ニ干渉スルコト  
ナキヲ條件トスハ註五

同盟及聯合諸國ノ國民及其ノ他ノ前記諸國ノ國民ハ露國過激派諸共和國  
ニ入國、滞在、往來及總テノ安全ヲ享受スル權利ヲ有スルコト但シ諸共  
和國ノ内政ニ干渉セサルコトヲ條件トス

同盟及聯合諸政府及舊露西亞帝國及芬蘭ノ領土ニ建設セラレタル其ノ他  
ノ諸政府ハ露國過激派諸共和國ニ正式代表者ヲ派遣シ同代表者ヲシテ充

分ナル自由及特權ヲ享受セシムルノ權利ヲ有スルコト露國過激派諸政府  
ハ總テノ同盟及聯合諸國及舊露西亞帝國及芬蘭ニ建設セラレタル非過激  
派諸國ヘ正式代表者ヲ派遣シ同代表者ヲシテ充分ナル自由及特權ヲ享受  
セシムルノ權利ヲ有スルコト

五 舊露西亞帝國及芬蘭ノ領土ニ建設セラレタル過激派諸政府及其ノ他  
ノ諸政府ハ總テノ政治的反抗者、政治犯罪人及政治的囚人ヲ一般的ニ赦  
免スルコト同盟及聯合諸政府ハ總テノ政治的反抗ヲ爲セル露國人、及露  
國人タル政治犯罪人並政治的囚人及右諸國人民ニシテ過激派露國ヲ援助  
セルニ因リ告發求刑セラレタル者又ハセラレントスル者ヲ一般的ニ赦免  
スルコト過激派諸政府ニ對抗スル軍隊ニ加リテ戰鬥セルカ又ハ其ノ他ノ  
方法ニ依リテ同軍隊ヲ援助シ及舊露西亞帝國及芬蘭ノ領土ニ建設セラレ  
タル他ノ諸政府ニ反對セル總テノ露西亞人モ亦此ノ赦免ヲ受クヘキコト

露國ニ抑留セラレタル他諸國ノ俘虜ハ現在露國ニ居住スル此等諸國ノ國民同様送還ニ關シ充分ナル便宜ヲ與ヘラルヘキコト露國俘虜ニシテ諸外國ニ在ル者ハ其ノ何レノ國ニ在ルヲ問ハズ在外露國將校下士卒及總テノ外國陸軍ニ勤務スル露國ノ將校下士卒並總テノ他ノ露國民同様送還ニ關シ充分ナル便宜ヲ與ヘラルヘキコト

六 本協定ノ調印後同盟及聯合諸政府及露國ニ非サル他諸政府ノ總テノ軍隊ハ直ニ露國ヨリ撤退スルコト舊露西亞帝國ノ領土ニ建設セラレタル反過激派諸政府ニ與フル軍事的援助ハ之ヲ停止スルコト

舊露西亞帝國及芬蘭ノ領土ニ建設セラレタル過激派諸政府及反過激派諸政府ハ本協定ノ調印後直ニ同時且同一率ニ各其ノ軍隊ヲ復員シ平時編成ニ縮少スルコトニ着手スルコト會議ハ前記同時ニ行フヘキ復員及軍隊ノ撤退及反過激派諸政府ニ與フル軍事的援助停止ヲ監視シ且取締ルヘキ最有



效ニシテ且正當ナル方法ヲ決定スルコト

七 同盟及聯合諸政府ハ外國債ニ關スル露國過激派政府ノ三月四日ノ文

書ニ於ケル陳述ヲ承認シ當然本協約ノ一部トシテ舊露西亞帝國及芬蘭ノ

領土ニ建設セラレタル過激派諸政府及他諸政府ハ本協定當事者タル諸外

國及右諸外國國民ニ對スル舊露西亞帝國ノ債務ヲ認メムコトヲ提議スル

コト但露國財政ノ現狀ヲ斟酌スルコト

ツカザンニ於テツエツコトスロウツクニ人カ押收シタル露國所屬ノ

金若ハ同盟諸國カ獨逸ヨリ奪取セル露國所屬ノ金ハ露國過激派諸政府カ

當然拂フヘキ債務ノ一部ト看做スヘキコト

露國過激派政府ハ千九百十九年四月十日ヲ期限トシ前記提議ニ應スルコ

トヲ約諾ス

予ニツブリトニ氏ノ正式文書ノ一部トシテ別項ノ傳達ヲ求メラレタ

レトモ之ヲ拒絕セリ右別項ハ左記諸條件ヲ含メリ

過激派政府ハ佛國ヲシテ休戰條件ヲ承認セシムル迄英米兩國カ極力努力

スヘキ旨ノ半公式保障ヲ右兩國カ與ヘンコトヲ期望ス

一 休戰日限ハ同盟及聯合諸國カ本提議ヲテセル日ヨリ起算シ得クト

モ一週間タルヘキコト

二 過激派政府ハ中立國ニ於テ會議ヲ開催シ其無線電信又ハ莫斯科直

通電線ヲ其ノ管理ニ委任セラルムコトヲ切望ス

三 會議ハ休戰ノ效力發生後一週間ヨリ起カラルル期限ニ於テ開始セ

ラルヘキコト及過激派政府ハ休戰開始ヨリ第一回會議開催間ノ期限

ヲ成シ得ルヲテハ三日トスヘキコトヲ切望ス

四 同盟及聯合諸政府ハ事實上ノ獨逸國諸政府カ極力ニ依リ事實上ノ

獨逸國諸政府ノ願望ヲ企圖セサル様注意スルコトヲ約諾スルコトヲ誓

西亞帝國ノ領土ニ建設セラレタル事實上ノ諸政府ハ強力ニ依リ事實  
上ノ獨逸國政府ノ顛覆ヲ企圖セサルコトヲ約諾スルコト

五 過激派政府ハ同盟及聯合諸政府カ同政府ニ賦與セルト同様ナル權  
利ヲ波蘭及總テノ中立國カ過激派政府ニ賦與スル様注意スルコトヲ  
甚緊要ナリト思惟ス

「レニニ」ノ平和提議

一九一九年十一月十日倫敦「タイムズ」所載

勞農政府ノ聯合諸國ニ對スル提議正文

新提議

同盟及聯合諸國政府ハ全關係當事諸國カ通告ヲ受クルニ充分ナル餘裕アル日限ヲ定メテ「エストニア」、「ラトヴィア」、「リツニア」、及芬蘭等ヲ包擁スル舊露西亞帝國各方面ニ於テ敵對行動ヲ停止シ右日限以後中立國ニ於テ會議ヲ開催中ハ新ニ敵對行動ヲ開始セサルコトヲ提議スルコト但莫斯科ニ通スル無線電信及直通電信線ハ勞農政府之レヲ管理スルコト

休戰期限ハ相互ノ同意ニ依リ延長セサル限リ二週間タルヘキコト此期限中ハ休戰當事國ハ舊露西亞帝國領土内ニ軍隊ヲ移動シ又ハ軍需品ヲ輸送

セサルコトヲ誓約スルコト

會議ハ左記原則ニ基キテ行フヘク同原則ハ同會議之ヲ變更スヘカラサルコトトス

一 舊露西亞帝國領土内ニ建設セラレタル「エストニア」、「リトアニア」、「リツアニア」及芬蘭等ヲ包攝スル現存事實上ノ諸政府ハ右會議カ領土ノ變更ニ同意シタル場合ハ之ヲ別トシ諸政府領土内ノ住民カ自ラ政府ノ異動ヲ決スル迄ハ休戰條約ノ效力發生時其ノ領有スル國土ノ支配權ヲ完全ニ繼續領有スルコト

露國勞農政府及舊露西亞帝國領土ニ建設セラレタル爾餘ノ諸政府、及同盟及聯合諸國政府並勞農政府反對ノ諸政府ハ強力ヲ使用シテ舊露西亞帝國領土内ニ建設セラレタル現實ノ諸政府及本協約ニ調印スル其ノ他諸政府ノ願望ヲ企圖セサルヘキコトヲ約諾スルコト

貿易ノ復興

一 同盟及聯合諸國ヨリノ輸入品ヲ均等ニ各階級ノ露國民ヲシテ使用セシムルコトヲ確保スル條件ノ下ニ經濟封鎖ヲ解除シ勞農政府下ノ露西亞ト同盟及聯合諸國トノ間ノ通商關係ヲ復興スルコト

二 露西亞ノ勞農政府ハ「エストニア」「リトニア」「ラトヴィア」及芬蘭等ヲ包攝スル舊露西亞帝國ニ屬セル全鐵道及諸港ノ運輸權ヲ掌握スルコト又本條文ノ施行細則ハ前記會議ニ於テ之ヲ決定スルコト

四 露西亞勞農共和國市民ハ同盟及聯合諸國並「エストニア」「リトニア」「ラトヴィア」及芬蘭等ヲ包攝スル舊露西亞帝國領土ニ建設セラレタル諸國ニ自由ニ出入シ且此等諸國ニ滞在シ通商シ及充分ナル安全ヲ享受スルノ權利ヲ有スルコト且前記諸國ノ内政ニ干與セザルコト

同盟及聯合諸國及其他前記諸國ノ國民ハ勞農諸共和國ノ内政ニ干與セリ  
ル限リ自由ニ露西亞勞農共和國ニ出入シ居住シ通歴シ及充分ナル安全  
ヲ享受スルノ權利ヲ有スルコト

「エストニア」「ラトビア」「リツニア」及芬蘭等ヲ包括スル  
露西亞帝國內ニ建設セラレタル同盟及聯合諸國政府ハ正式ニ代表者ヲ露  
西亞勞農諸國政府ハ派遣スルノ權利ヲ有シ右代表者ヲシテ充分ニ自由及  
特權ヲ享受スルノ權利ヲ有スルコト

露西亞國勞農諸政府ハ正式代表者ヲ同盟及聯合諸國故舊露西亞帝國領券  
關ニ建設セラレタル非勞農諸國ハ派遣スルノ權利ヲ有シ充分ナル自由及  
特權ヲ享受スルノ權利ヲ有スルコト

一般的赦免

五 勞農諸政府及舊露西亞帝國領土ニ建設セラレタル爾餘ノ諸政府ハ舊  
西亞人ニシテ政府ノ反抗者、政治犯罪人、及政治上ノ囚徒トナレル者  
及勞農露西亞國ヲ援助セルニ由リ告發求刑セラレ又ハセラレントスル  
自國民ヲ一般的ニ赦免スルコト

反勞農政府軍ニ投シテ賊團ニ從事シ若ハ反勞農政府軍ヲ援助シ及  
ストトミアレ、コラトキアレ、コリツアミアレ、及芬蘭等ヲ包圍スル  
舊露西亞領土ニ建設セラレタル他ノ諸政府ニ反抗セル總テノ露西亞人  
モ亦右赦免ヲ享受スルコト

露西亞ニ抑留セラレタル露西亞人ニアラサル他諸國ノ俘虜モ現在露西  
亞ニ居住スル右諸國民ト同録ニ登録上有ユル便宜ヲ供與セラルヘキコ  
ト



露國俘虜ハ何レノ國ニ在ルヲ問ハズ總テノ露國人及在外露國兵士及將  
校並ニ外國國軍ニ勤務スル露國將校兵士ト同様ニ送還上充分ナル便宜  
ヲ供與セラルヘキコト

六 本協約調印ノ直後同盟及聯合諸國並露國ニテラサレ他諸國ノ全軍隊  
ハ露國ヲ撤退シ舊露西亞帝國領土ニ進駐セラレタル諸政府ニ與ヘラル  
軍事的援助一齊ニ停止サルヘキコト

勞農政府及「エストニア」「リトヤニア」「ラツアニア」及芬蘭ヲ包攝スル舊露  
西亞帝國領土ニ建設セラレタル反勞農諸政府ハ本協約調印直後同時ニ  
且同一ノ率ニ據リ各其ノ陸軍ヲ平時ノ基準ニ即リ減少スルコトニ着手  
スルコト

6339

## 外國債承認

前記會議ハ前記ノ同時ニ行フヘキ軍隊ノ復員ヲ監視シ且取締ルヘキ最モ  
效ニシテ又正當ナル方法及軍隊ノ撤退及反勞農諸政府ニ與フル軍事の發  
助停止ノ最モ有效且正當ナル方法ヲ案出スルコト

七 同盟及聯合諸國政府ハ露國勞農政府ノ外國債ニ關スル二月四日ノ文  
書ノ陳述ヲ承認シ茲ニ本協約當然ノ要素トシテ勞農諸政府及「エスト  
ニア」、「ラトヴィア」、「リツニア」及芬蘭ヲ包擁スル舊露西亞帝  
國領土ニ建設セラレタル借ノ諸政府カ本協約當事者タル外國及個人タ  
ル同外國國民ニ對シ財政上義務ヲ負フコトヲ承認セムコトヲ提議スル  
コト前記各種債務償還ニ關スル委細ノ取極ハ露國ノ財政現狀ヲ顧慮シ  
前記會議ニ於テ決定スヘキコト

註 千九百十九年二月四日附勞農政府前顯陳述書左ノ如シ

- 一 露國勞農政府ハ協商諸國ノ國家又ハ個人タル總テノ債權者ニ對シ財政上ノ義務ヲ承認セサルコトナキモ本件ヲ具體化スヘキ細則ハ商議提案ノ結果トシテ特殊協約ノ主題タラシムルヲ要ス
- 二 財政上ノ窮迫ニ鑑ミ露國勞農政府ハ原料交換ヲ提議ス右原料交換法ハ前記ノ提議セラレヌレ協約中ニ之ヲ陳述スヘシ
- 三 外國資本家カ常ニ露國ノ天然資源ヲ開發セムトスル熱心ニ鑑ミ露國勞農政府ハ鐵山、森林其ノ他ノ租借ヲ一定條件ノ下ニ協商諸國ニ許可セムト欲ス右條件ハ勞農政府治下ノ露國ノ財界及社會的秩序カ前記租借ノ内部的支配ニ依リ擾亂セシメサルルコトナカラムカ爲慎重周旋ニ致究決定セサルヘカラサルモノトス
- 四 露國勞農政府ノ利權讓與問題ニ關シ協商諸國ト商議スヘシ

十一月十五日訓ノ回答

八 麻國勞農政府ハ前編提議カ于九百十九年十一月十五日以前ニ爲サル  
ルコトヲ條件トシ之ニ應スルコトヲ約諾ス勞農政府ハ英米兩國政府カ  
極力佛國ヲシテ休戰條件ヲ遵守セシムルコトノ半公式的保障ヲ與ヘム  
コトヲ希望ス  
勞農政府ハ本提議ヲ必要ナル改訂ヲ加ヘテ中歐諸國ニ致スノ必要  
ナカラムコトヲ希望ス

供覽

以三村委令送會。抄

抄

抄

外務省  
官印

9. 2. 10  
官房受領

九二一〇

軍務局

七

抄

第一課  
第一課

抄

海軍少佐指方印及

抄

抄

抄

軍務局受  
9. 2. 10

0343

言在... 海軍少佐指方印及... 抄

"Moscow, December 6, 1919.

To the National Bureau, Tashkent:

This is to inform you that during the first half of December of this year a propaganda train for organization and instructive purposes will be despatched to TURKESTAN. The train will be called the 'Krasny Vostok' (The Red East). The train will be supplied with literature in Mussulman and Russian languages for cultural and educational work; also with ... a printing press with Mussulman and Russian type, a wireless installation, a bureau for complaints, a cinematograph and lecturers. In order that the Mussulman part of the train may be well supplied, it is necessary that there should be party comrades who would take part in propaganda work, who are well acquainted with the local dialects and the style of living of the population of TURKESTAN. There are no comrades of this kind here. We earnestly request that you will immediately send three of your best comrades to MOSCOW, guaranteeing that they will arrive here by December 20. This is the desire of the Central Committee of the Party. Inform us of their departure. The TURKESTAN delegation has already been made use of for the train.

ALIMOFF, Vice President of the Central  
Bureau of the Committee of the East.

IBRAGIMOFF, President of the Delegation."

G344

軍令部別

濟

法務局

軍務局

海軍省以香厚少少

供

大正九年九月十三日

9.2.13 官印受領



法務局 9.2.14 受接

0345

軍務局受 9.2.13

9.2.12 官印受領

Copy.

17th day of December 1919.

"The Moscow "Krasny Nabat" (The Red Toosin)  
"publishes the following appeal of the Council  
"of people's Commissaries to the Revolutionary  
"organisations and people of Korea:-  
"At the present moment the only quiet refuge,  
"write the Bolsheviki, is Moscow. A National  
"Korean Union has been formed in Soviet Russia  
"for the purpose of calling forth a revolution in  
"Korea and restoring the independence of that  
"country". The Korean revolutionaries have  
"entered the ranks of our army and formed  
"regiments which are now marching to our assistance.  
"The Korean workmen residing in Russia have joined  
"the third International, which is a Federation  
"of the workmen of the whole world for fighting  
"their capitalist oppressors"  
"Korea must rise like one man and enter into  
"connection with the Workmen's and Peasants'  
"Government. Then only we shall be able by a  
"common effort to drive the Japanese out of  
"Vladibostock and Korea. The hour of liberation  
"is at hand. Koreans make one last effort!"

6346

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>



Copy.

KOREA AND JAPAN

The following is a translation of the message as intercepted:

MOSCOW, December 15th

The Koreans are waiting for an opportunity to start an open struggle for the independence of KOREA. A great many Japanese policemen and gendarmes have been sent to KOREA. Over 2,000 Koreans have been arrested. The Allies requested KOLCHAK to withdraw his troops from VLADIVOSTOK and to hand over the fortress to an Allied detachment. KOLCHAK, however, has protested against this demand".

6347

供覽

# 西伯利問題

軍務局

謹呈

附レニン政府の真相

第一課	第二課	航空部	潜水部
-----	-----	-----	-----

衆議院議員

頭本元貞

矢野龍一

林

下出兵級

(以印刷代騰寫)

2. 3  
曹房受領

軍務局受  
9. 2. 5

吉賀

0348

はしがき

余は一昨年十二月より昨年二月に至る間に於て、事を以て西伯利に往復すること二回に及び、又昨年四月より我派遣軍司令部弘報局長として浦潮に在任し、現に露國民に對して或は我出兵の趣意を説明し或は我國狀を紹介して以て彼我の間に親善なる諒解を成熟せしむることに微力を盡しつゝあるのである。然るに近來西伯利の政狀急轉直下の勢を以て大變化を來たし、今や我國は極めて重大なる危機に臨んで居る。此際最も慎重の注意を以て我對西伯利策を決定するにあらざれば、或は百年の禍根を遺すこととなるであらう。余は素より短才淺識なるが、此の問題に關しては多少の研究を爲し幾分自信を得るに至つた。是れ則ち茲に卑見を述べ、敢て大方識者の高批を求む所以である。

浦潮寓居に於て

大正九年一月

頭 本 元 貞

0349

## 西伯利問題

撤兵か増兵か

余は昨年七月政情視察の爲めラムスク市に出張せしが、恰もラムスク軍が烏拉爾戦線に於てレーニン軍の爲め大打撃を蒙り潰走又潰走の最中であつた。當時其の敗戦の眞因がラムスク政府悪政の結果西伯利の民心全く同政府を離れ、軍隊亦毫も戦意なきに在ることを認めた。故にコルチャク提督の全權統一策は到底成功の目途なきのみならず、早晚西伯利に一大政變の生すべきを豫期して歸朝し、其の消息を基礎として卑見を昨年十月初旬國民新聞月曜論壇に於て二回に涉つて發表した。

其の後西伯利に於ける時局益々非にして、コルチャク軍は獨りラムスクを保つ能はざるのみならず、終に全く崩潰し盡し、今やコルチャク提督の所在さへ不明なるに至り、バイカル湖以西に於て過激軍に對抗し得る露國軍の編成全く絶望となつた。

此の場合に於て帝國の採るべき政策は

6350

一、斷然撤兵するか或はまた

二、大々の増兵を斷行してバイカル湖以東の秩序維持に任ずるか

の二策に外ならぬ。其の何れを探るべきやは實に帝國百年禍福の岐るゝ所で、最も慎重の注意と周到の考慮を要する大問題である。

余は第一策を以て此際帝國の採るべき誰一の政策と確信するものである、其の理由は第二策の不利なる所以を説明すれば自ら明瞭となるであらう。

第二策は快と云へば快であるが、能く虚心平氣に其の利害得失を攻究するに於ては、容易に其の國家百年の禍を遺す所以であることを認め得ることと思ふ。

### 過激主義侵入の謬想

第二策を主張する論者は、其の重なる論據の一として曰く、若く帝國にして此の際決然起てレーニン政府の軍隊に大打撃を加ふるにあらざれば、過激主義は遂にバイカル湖以東に侵入し來り、滿蒙、支那、朝鮮は勿論我内地まで其慘害を免るゝこと能はざるに至らん」と。是れ一應は尤もらしく聞ゆれども實は何等根據なき謬論である。

先づ過激主義の害毒を恐れゝが爲めに増兵を必要とすとの説に付て一言せんに、假令百萬の兵を増遣

0351

Same cure  
theory.

しても、其の侵入を防ぐことは不可能であらう。全體過激主義に限らず何れの有害なる政治主義にて  
も、其の傳播を防止する唯一の方策は唯國內に於て健全なる自由思想の發達を計り、且つ間斷なく政  
治並に經濟狀態の改善に努力するに在る。語を換へて言へば思想は獨り思想を以てのみ矯正し得るも  
ので、政權や武力を以て防壓し得べきものでない。

況んや各種情報の齎らす所に依れば、過激派政治は既に破壊の時代を經過し、今日は方に建設の時代  
に入り、多少見るべきの施設ありとのことである。世人の最も嫌忌する共產主義の如きは疾くに其の  
實行不可能を認め、現に私有財産主義を聲明實行しつゝありといふ。兎に角其の主義の如何は暫く措  
きレーニン政府の下に於て比較的能く秩序の保たれつゝあるは争ふ可からざる事實のやうである。然  
らば極東露領が假令レーニン政府の治下に歸するとも、帝國政府は之に對して反對する何等正當の理  
由は無いではないか。(附記参照)

若しレーニン政府の目的が武力を以て其の特種の主義主張を他國に強ゐんとするに在らば、武力を以  
て之に對抗するの必要もあらうが、斯の如き野心の存在は今日まで未だ何等の徴候もないではないか。  
然らば是れ亦増兵の理由として何等の價值もない。

見切りが肝要也

0352

或は又曰く、初めより出兵せざれば止む、然るに現に多數の兵を派遣して秩序維持に従事すること既に一年有半に垂んとし、其の間多大の貴重な犠牲を拂ひ、僅に多少の利権を獲得したるに、今卒然として撤兵せば過去の努力と犠牲と收獲とは空しく水泡に歸せんと。此の論は多少の考慮を値するものたるを認める。併しながら是れ亦た増兵の理由としては極めて薄弱のものである。此の論は恰も馬鹿にして而も貪慾なる資本家が過つて見込なき事業に投資し、智慧のある他の株主が小早に見切りを付けて、其の所有株を投げ出し、其の事業より手を引くに至りても猶ほ覺醒せず、其の既に投じた資金を捨つるに忍びず、更に獨力で其の事業を引受けようとするのと同じ事で、愚の極と云はねばならぬ。今より考へて見れば最初に米國と協定以外の出兵を爲したのが、抑もの間違であつたので、曾に之が爲め米國政府に對して日本陸軍並に外交の信用を墜したるのみならず、終に今日の如く進むに進まねず、退くに退かれないやうな破目に陥つたのである。君子過まつて悔むるに憚ること勿れとの教に従つて、帝國は此際思切つて正當の態度に立ち歸ること肝要である。

### 利権の擁護は民心を得るに在り

又利権保護云々の議論に就ては、如何程澤山の利権を得ても今日の如く地方住民の惡感を買ふては、利権の利用は覺束無きであらう。其の理由は後段に陳べる積りだが、我軍隊の行動する地方に於ては

露人の反感を買ふこと、至る所皆然りといふ有様である。斯の如き状態の下に鑛山を開拓し山林を伐採することは、直接軍隊の護衛あらばいざ知らず、左もなくは到底不可能であらう。現に黒龍沿海兩州に於ける利源開發は全然不可能の状態ではないか。某實業家の語る所に依れば地方人民の日本に對する反感は漸次悪化して、日本人に使役せらるゝを嫌忌し、會ま生活難の爲め已むを得ず使役に應ずる者あるときは、直に世間の迫害を被るに至る有様であるとの事である。今日既に然りとせば此の上兵力を増して、セメノフ軍やカルムイコフ軍の如き、良民より蛇蝎視せらるゝ者と提携して大に活動するに於ては、露人の悪感愈々其の骨髓に徹し、徒らに千萬の利權を獲るも何の益かあらんと云ふ結果になるは明白である。

### 増兵論の眞目的

要するに増兵に對する名義論は多々あるならんが、實際増兵論者の胸中に藏する生きたる根本目的は、此の混亂状態を利用してバイカル以東に我勢力圏を築造せうと云ふのであらう。是は固より國家を思ふ誠心より出でたるものなるを以て、其の動機に對しては余も十分の敬意を拂ふものであるが、其の拙策なることに付ては一點の疑を有たない。

此の目的の遂行に對して列國の反對あるべきは明白である。特に米國は最も強く之に反對するであら



う。若しバイカル以東に勢力圏を作ることが果して帝國自衛上是非必要であれば、列國の反對を排除しても、之を作るの決心を爲さねばならぬこと固より論は無い。然れども斯の如き勢力圏を作らざれば帝國の自衛は實際不可能であらうか。余は斷じて左様のことは無いと思ふ。假りに斯の如き勢力圏を設けること多大の利益ありとするも、之に必然伴ふところの不利益は極めて重且つ大なるが故に差引き不利益のみ残ることゝなると思ふ。

### 露人の反感

列國の反對も度外視すべきでは無いが、是は暫く措て問はないとしても、バイカル以東に勢力圏を作らんとするときは、同地方に住する露人全體の深甚なる反感を受くることを覺悟せなければならぬ。現に今日既に日本軍隊に對する住民の感情は如何に最眞目に見ても決して良好なりと云ふことは出来ぬ。我軍が彼の所謂過激派なるものを討伐したる地方の露人は、概して我軍に對して深甚の怨を懷いて居る。其の原因は多くあらんが、要するに我將校以下に於て露人に對する諒解を缺くと同時に、極めて拙劣なる通譯を使用し居るが爲めに、住民に對して其の良否の識別を誤り、終に無辜の者を罪するといふ事も稀有で無いようである。之より更に重要な原因は露國兵と共に討伐に従事することである。是は今日日本軍の立場よりして己むを得ざることであるかも知れないが、其の結果は甚だ寒心す

べきものがある。

全體日本軍が極東露領に於て多大の犠牲を拂つて各地に苦闘しつゝある所謂過激派なるものは、決して全部過激派ではなく、其の大部分はコルチャク政府の虐政に反抗するもの、并に俗に所謂の火事泥的草賊に過ぎないのである。現に去秋ザバイカル州に於て四週間我討伐軍に従軍したる佛國ルタン紙通信員グロンデス氏は此事に就いて左の如く余に語つた。

「余の見聞する所に依ればザバイカル州に於ける所謂過激派は三種の要素より成ると思ふ。第一は真正の過激派では少數である。第二は地方の土民即ちトングース等の無賴漢である。第三は亡命コサツクである。亡命コサツクとはセメノフ將軍部下の軍隊の爲め掠奪強姦等の暴行を被り、憤怨の餘り過激派に投じたるものである。右三種の中真正の過激派は比較的穩健で、亡命コサツクは最も殘忍である。

日本軍は其の友軍(即ちセメノフ軍)の野蠻的亂行の尻拭ひを爲しつゝあるやうなものだ。而して日本軍はセメノフ軍の犯す罪惡に對しても良民の怨恨を受けつゝあることは大に注意すべき事柄である」云々。

斯の如き次第で日本軍は今現に露國人より深き怨恨を受けて居るのであるが、若し此際バイカル以東に増兵して我勢力圏を作らんとする籌策を執行するに於ては、同地域内に於て騷亂に次ぐに騷亂を以

てし、而して之を討伐すること目も猶は足らざる有様となるであらう。其の結果は我軍に對する良民の怨恨をして深きが上に益々深からしむるに至ること毫も疑ふの餘地が無い。

如何に形式丈は我勢力圏を作り得たりとするも、民心我に反するに於ては何の益かあらんだ。其れのみならず、極東に於ける露國民心反感の波動はバイカル以西に及び、遂に全露國に於ける一體露人の反感となることは明白である。斯る状態の下に如何に多數の特種利権を獲得するとも、之を利用するの途なきは既に述べたる通りである。全體他國の民心を度外視し、否之を踏み付けて、徒らに領土并に勢力圏を擴張せんとする政策の、自殺的結果を生ずるものなることは、現に支那に於て苦き經驗を嘗めつゝあるではないか。然るに今復同一否更に大なる失敗を西伯利に繰返さんとするは愚の至りではないか。

### 勢力圏の價如何

假りに百歩を譲りて、假令全露の人民を悉く我敵となすも猶辭せずと觀念するにしても、バイカル以東に我勢力圏を築造する爲めに果して幾千の犠牲を要すべきかを考慮する必要がある。幾万の兵力を要すべきや専門家に非られば的確なる豫定は出来ぬが、假りにレーニン軍は當分バイカル湖を越えて東進することなく、同湖を挾んで兩軍相對峙するものと假定しても、バイカルの東岸には相當優勢

なる兵力を集中し置くの必要あることは、専門家を俟たずして明白である。而のみならず、バイカル以東の各地に於て絶えず騷擾の起るべきを豫期せざるを得ない。且つ鐵道に對する妨害も今日の比であるまい。然らば如何に少く見積りても、今日の兵力の三倍即ち約十萬の兵を要するであらう。且又たバイカル以東に於て秩序維持の責任を引受ける以上は、政治の方面に於ても指導の地位に立たざるを得ない結果として、政費の大部分も負擔するの覺悟が無くては叶はぬ。此等の事情を綜合するとき、少くとも年六七億の出費を要することゝなるは疑ひない。況んや他日全露國の兵力を引受けて戦はねばならぬ場合の生ずる危険あるに於ては、勢力圍築造策の如何に無謀にして如何に國家百年の禍根たるべきかは自ら明瞭である。

### 現状維持策の危険

然らば此際如何なる政策を取るべきやと云ふに、唯思ひ切つて撤兵するの外は無い。外間に表はれたる消息に依れば、有力者間には當分現状維持の姑息策を以つて當面の御茶を濁さんとする者もあるように見えるが、是は最も危険の愚策であることを斷言するに憚らぬ。現状維持といふ事は多くの場合無策の意味である。殊に今日の場合は無策程危険なことは無い。西伯利の状態は最早現状維持を容す餘地はないのである。此際若し現状維持の態度を採るに於ては其の結果は恐くレーニン政府軍と對峙若

しくは對戦するの己むなきに至るであらう。現に出先きの軍憲間には斯の如き結果を豫想して之に對する畫策を討究し、大にバイカル以東に於て經綸を行はんと期する者無きことを保證し得ないのである。是は現場に於ける軍憲として強ち批難すべきことではない。元來我陸軍は其の當然の職責以外の範圍にまで侵入して事を處する歴史あるが故に、今日派遣軍に於て將に來らんとする局面の變遷に對して文武の兩面に於て備ふる所あるは、其の立場よりして寧ろ當然の事であらう。唯此種畫策は兎角直に實行され易き性質を有するものである上に、本國政府に於て斷然撤兵の根本議を決せざるときは、刻々に變化する局面の必要に應ずる爲め、出先き軍憲に於て己むを得ず斷行する或種措置の結果、帝國陸軍の體面上引引きならざる破目に陥り、遂に大兵増派を決行せざるを得ざるの危険あること余の最も憂ふる所である。政府は果して斯の如き責任を引受けるの覺悟であらう乎。賢明なる閣臣に斯の如き愚なる覺悟の無きことは余の固く信ずる所である。併しながら根本方針の決定を遷延するに於ては實際の結果は諸公の所期と相反するものあらんことを恐れて己まないものである。

余は閣臣の機宜を誤ることなきを信せんと欲する者ではあるが、萬遺算なからんことを切望するの餘り、茲に卑見を具して廣く大方識者の批判を仰ぐこと敢て無益でなからうと思ふ。殊に政府監督の地位に在る立法府各位に對して、本文一讀の榮を希望すること最も切實である。

附記

レーニン政府の真相

諸説紛々

露國レーニン政府の現状に關して世に傳へられる報道は區々にして、其の何れが果して正確なるや、殆んど判断に苦しむ次第である。併しながら同政府が既に二ケ年以上繼續し、其の間列國の援助を有する多數の強敵と戦つて、常に其の地位を保持するのみならず、將に是等の敵を屈服し盡さんとする事實に徴すれば、世間に傳ふるが如き暴虐無道の政府と速断することは出來ない。

舊露國復興の宣傳

今日まで廣く世に傳播されたる過激派暴政の報道は多くは倫敦、巴里、ストックホルム等の都市に於ける舊露國の官僚並に富豪等の組織せる宣傳局より發表したるものである。近來に至り各國の有識者は此等宣傳的報道は多く故意に誇張若くは捏造したるものであつたことを發見するに至つた。要するに此種の報道は列國をして舊露國の遺物たる少數の貴族並に官僚の利益の爲めに露國の内亂に干渉して

0360

レーニン政府を顛覆せしむるの目的を以て作られたるものである。而して此の宣傳は聯合與國殊に英佛が露國に於ける自己の重大なる利益を保護せんとする熱心なる希望と相合して遂に列國をして武力干渉の愚舉を試むるに至らしめたのであるとは、頃日歐米有識者間に認めらるる説である。

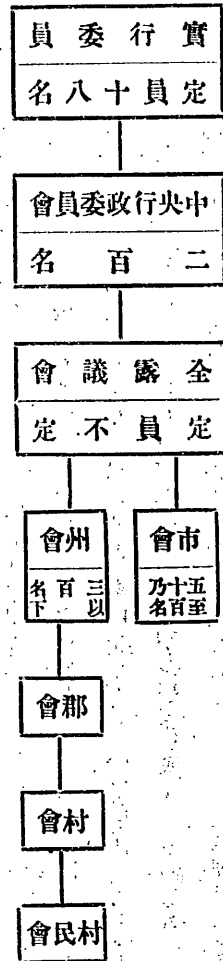
余は一昨年末以來直接露國問題に關係を保つこととなりたる爲め、レーニン政府の現状並に其の主義方針等に付き多少参考となるべき材料を集め得たのである。今其の内比較的正確と信するものを略述して見やう。

### レーニン政府の組織

先づレーニン政府の政治組織を略記して而して後に其の主義並に施政方針等の現状に及ぶこととしやう。レーニン政府の組織に關して比較的詳細にして正確なりと信するは、昨年九月六日の紐育ネーション雜誌に掲載されたる「露國民とソヴエット」と題する文である。其の筆者ゼローム、デヴ非ス氏は大戦中三ヶ年間露國に於て米國基督教青年會の事業に従事し、レーニンが始めて政權を握つたときは、同會戰時事業部主任の地位に在りたる人で、其の記するところは皆親しく自ら觀察したる事實に屬するが故に、參考資料として極めて興味あるものである。

同氏の記する所に依れば、所謂過激派政府は大略左の表の如き組織であると云ふことだ。

0361



右の表の如く村民會(村民全體の集會)は村會議員を選び、村會は郡會議員を選び、郡會は州會議員を選び、州會は市會、郡會に於ては市會で其の他は皆順送りである。最上の實行委員が即ち内閣で現にレーニンが其の首席に在つて各般の國務を主宰して居るのである。

デヅ井ス氏の觀察する所に依れば、選舉は大體に於て公平に行はれるが、過激派以外には棄権者多き爲め自然同派の人士が多數に選出される結果となるのである。全體露議會に於ける黨派別は現今の状態は分明せざれどもデヅ井ス氏が在露當時其の親しく傍聴したる第四臨時議會(大正七年)に於ては左の通りであつたと云つて居る。

- 一、過激派 七三二
- 二、社會革命左黨 二三八



三、無政府黨	一四
四、統一黨	二四
五、國際社會民主黨	一六
六、ウクライナ社會民主黨	三
七、政派に無關係者	一八
八、社會革命中央黨	一五
九、社會革命マキシマリスト	二四
計	一〇八四

一四

總數一〇八四の内過激派に屬せざるものは僅に三五二で、少數には相違なけれども、各派共多少の代表者を選出し得たことは注目すべき事實である。

デヅボス氏は其の論文の末段に於て左の如く記述して居る。

「要するに過激派は單に一の政派たるに過ぎないが、議會ソヴエット(村會より全露議會に至るまでを總稱して)は政體を組織するものなることを忘れてはならぬ。余は元來過激派に極力反對するものであるが、爾來議會制度に付て詳細に研究するに及び、其の實際露國人民を代表するものなることを確信するに至つた。其後獨逸大使虐殺され、社會革命左黨員の投獄せらるるに及んで、國民の多數は或は過激派

0363

に反對するに至たことと信するが、輒近再び世間の人氣を回復し得たるやも知れず。其は兎に角余の親しく實驗するところに據れば、アイザク、ドン、レヅ井ンが、過般米國を出發するや、過激派に對して深甚の反感を懐けるに拘はらず、今やモスコウ市より下の如き電報を發したることを毫も不思議とせざるものである。該電報に曰く、「近世露國に於て議會制度リヂキエツトの如く權威を有する政體の存在した例はない。苟も露國に在て實地を觀察する者は、假令盲目者と雖も國民の大多數が議會政治を贊成することを認め得るであらう」と。

上述のデヅ井ス並にレヅ井ン兩氏の觀察が果して如何なる程度まで事實と合するやは素より余の判知するところではないが、其のレーニシ政府の爲め故意に有利の宣傳を爲すものと視るの理由は少しもない。

### 過激主義ボルシエツキスムとは何ぞや

過激主義ボルシエツキスムとは何であるかを語る前に其の字義に付て一言せんに、ボルシエツキスムは露語にて多數又は過半数と云ふ語より出でたるもので、過激と云ふ意義ではない。嘗て伯耳義ブラツセルス市で露國社會民主派の集會を催したとき其の主義の實行方法に就て、一派は暴力を用ふべしと云ひ、他の二派は暴力を用ふ可らずと主張せしが、投票の結果、暴力使用論者多數を占めたる爲め、爾來此派を多數

派即ちボルシエツキと稱し之に反對の派をメンシエツキ即ち少數派と稱するに至つたのである。其の主義は一言にして云へば、土地、産業並に商業を社會の共有とし、此の主義を實行する爲めに暴力を以て強制するも可なりと云ふに在るのである。レーニン政府は其の主張の通り此主義を暴力を以て實行したのである。即ち土地は地主より奪つて之を小作人に分配し、製造所は強制的に沒收して労働者をして之を經營せしめ、又各種の商業も自由經營を禁して國有としたのである。

### 共産主義を放棄す

然るに近來各方面よりの報道に依れば、レーニン政府は其後共産主義の實行不可能なるを認め、既に此主義を實際に於て放棄した様である。先づ土地に就て云はんには、小作人は最初土地分配を受けたるときは、レーニン政府を謳歌したれども既に土地を其の手中に入れたる上は、之を他人と共有することは人情之を好まざるに至り、強て共有主義に従はしめんとすればレーニン政府に反對せんとするの形勢なるが爲め、同政府に於ても終に土地私有权を承認せざるを得ざるに至つたとの事である。

### 英國新大使の直話

此の事に付き昨年七月ラムスク市へ出張の節同地駐在英國外交代表者サト、チャールズ、エリザベツト氏  
(其後東京駐劄英國大使に任命されたる人)より余が親しく聞きたる話に依れば、氏は昨年春夏の交  
レーニン政府がウラル地方に於て撤布したる宣傳的文書を一見したるに、其内には二個の重要な事  
項に就て巧にレーニン政府の主義方針を説明辯護してあつたとのことである。其の事項の一は即ち土  
地所有權問題で、此の問題に付ては、レーニン政府は決して土地の私有權を否認するものではなく、  
絶對に之を承認するものであるが、唯莫大の土地を占有して之を公共の爲めに利用せざる者に對して  
のみ嚴重なる干渉を施すのであると力説せりとのことである。他の事項は宗教問題で、此の問題に關  
して、前記宣傳文書に記する所に依れば、レーニン政府が宗教を否定すとの説は全然無根であつて、  
同政府は管に宗教に反對せざるのみならず、宗教が人類社會の一大要素であることを認め、之を保護  
奨励せんとするものであるが、唯宗教の美名の下に巨大の財産を集めて、公共の利益を無視する者に  
對しては制裁を加へざるを得ざるのみと辯明して居たとのことである。

#### フリーバー氏の證言

レーニン政府が土地の私有權を認めたと云ふことは、久しく歐洲に於て經濟援助の事業を管理し居た  
る彼の有名なる米國人フリーバー氏(近來大統領候補に擬せられて居る人)も證言して居る。氏が昨年秋

紐育市に於て爲せる報告演説中に斷言せる所に依れば、レーニン政府は單に土地の共有主義を放棄したるのみならず、産業に於ても勞銀均一主義を廢し、莫大なる給料を以て産業經營者を招致し、又職工にも其の能力に應じて勞銀の高下を定むることとなつた。加之個人の貯蓄を奨励せんが爲め國立貯蓄銀行を設立したと云ふことである。

又昨年秋露國に五週間滞在したる諾威の法律家ブントルツワルド及びスタングの二氏も工業の回復しつゝあることを報告して居る。其の言ふ所に依れば、工業は革命以前より却て盛なる有様で、同盟罷工の如きは法律を以て禁止し犯す者は嚴罰に處すと述べて居る。

レーニン政府が漸次共產主義を放棄するに至つたことに付ては右の外多數の證言者があるが、其の中最も有力なるは露國に於ける過激主義の機關新聞である。則ち倫敦モーニング・ポスト新聞（保守主義）通信員の報道に依ればペトログラド市の新聞はレーニンを以て過激主義を裏切れる謀叛人なりとして之を攻撃して居るとの事である。

### パリット氏の報告

レーニン政府治下の露國の實情に付き最も注目の價值ある參考資料は昨年春在巴里の米國外務大臣ラッシュング氏並にハウスマ大佐の内命に依りモスコウ市に出張し親しくレーニン其他の人々と講和の下相

0367

談を爲して歸佛したる米國講和委員隨員ツヰリヤム、シー、バレット氏の報告書である。頃日米國新聞に發表したる所に依ればバレット氏は其の報告の末段に於て、其の觀想を左の如く總括して居る。「露國に於ける革命の破壊時代は既に過ぎ去り今や政府は其の全力を建設事業に傾注しつゝある。又脅威の時代も既に過ぎ去つた。従つて反動革命を防壓する爲めに設置したる非常裁判委員は其の實權を取上げられ、單に嫌疑者を捕へて普通の裁判所に送付するの機關に變化した。死刑は極めて稀にして、秩序は能く維持され、市中安全となりて、銃聲を耳にせざるに至つた。盜賊は稀で、賣春婦は街上に其の影を絶ち、而して家庭生活に至つては、革命の爲め何等の變更を被らなかつたのである。蓋し婦人國有の説は少しの根據もないのである。劇場、寄席等平時の如くに繁昌して居る。又全國に於て數千の學校を増設した。要するに教育に付て、過激政府は一年有半の短日月の間に於て、帝政時代の政府が五十年間に爲したより更に多大の貢獻を爲した。」

### 秩序の恢復

レーニン政府の下に秩序の恢復されたことは殆んど疑を容るる餘地はないやうである。目下浦潮法律學校に於て法理哲學の教授を爲しつゝある某露國人が余に話したる所に依れば、氏は昨年夏頃まで暫く歐露ヘルム市の過激政府大學に於て教鞭を執て居たのであるが、同市に於ける秩序は能く維持され

身體並に財産に對し何等危險を感ぜざりしも、同大學の總長は無教育の人物であつて、徒に教授上の干渉を試みる爲め其繁に堪へず、終に東洋に逃げ來たのであると云つて居つた。

又先日レーニン軍がラムスク府を占領して後一週間を経て絶東に來りたる一露人の談に依れば、同市に於てもレーニン軍は能く秩序を保ち、市民は生命財産に對し何等の不安を感ぜないとのことである。同市民の最も案外に感じたはレーニン軍の兵卒が街上に於て其の將校に對して嚴重に敬禮を爲すことであると云ふ。又更に興味ある話がある。レーニン軍はラムスク市に於て數百名の將校を捕獲した、處が軍の司令官は彼等を其の面前に呼出し「諸君は長年月の間戰爭に従事したれば嘔疲勞し居らるゝことと思ふに依て、今日三ヶ月分の俸給を支給する。就ては之にて充分休養を爲したる上我軍に奉職するや否を決心されたし。若し我軍に従ふを好まざる人は強て従ふを要せず、諸君の進退は諸君自由に之を決せよ」と申渡したりとの事である。此話は英國司令官ノックス少將より余が浦潮に於て聞きたるもので、同少將は之を露人より聞けりとの事であつた。

要するにレーニン政府が今や既に建設時代に移りて著々として其地位を固めつゝあることは最早疑ふの餘地はないと思ふ。兎に角以上略述したる事實は其の出所の確實なる點に於て大に注目の價值あること言ふまでもない。

0369